

事 務 連 絡
令和5年3月1日

各都道府県選挙管理委員会事務局 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

候補者が自身のこどもを伴って行う活動について
(年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止)

選挙運動等に係る照会等については、各選挙管理委員会において、従前から実例（質疑応答）等を踏まえて御対応いただいているところですが、令和4年11月9日（水）の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会（※）において、候補者が自身のこどもを伴って行う活動に関し議論があったことを踏まえ、下記のとおり、これまでの年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止に関する実例等を取りまとめたので、事務の参考としてください。

また、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

（※）<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121014578X00320221109>

記

1 選挙運動

一般的に、選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為と解されている。

具体的にある行為が選挙運動に当たるか否かについては、その行為の態様、すなわちその行為のなされる時期、場所、方法、対象等を総合的に勘案し、それが特定の候補者の当選を図る目的によるものかどうか、またそれが特定の候補者のための投票獲得に直接又は間接に必要なかつ有利な行為に該当するかどうかについて、具体の事実に基づいて判断されるものである。

2 候補者が自身のこどもを伴って行う活動について (年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止)

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第137条の2第1項において、年齢満18年未満の者（以下「こども」という。）は選挙運動をすることができないこととされている。また、同条第2項において、何人もこどもを使用して選挙運動をすることができないこととされ、ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでないとされている。

個別具体の行為が、法の規定に抵触するかどうかについては、具体の事実関係に即して判断されるべきものであるが、これまでの実例等をまとめると次のとおりである。

問1 こどもが候補者やそのスタッフと一緒に歩くことはできるか。

答1 単に候補者やそのスタッフが場所を移動している際にこどもが同行しているのみであれば差し支えない。ただし、個別具体の状況により、こどもが選挙人に働きかけるなど選挙運動をし、又は選挙運動のために使用されていると認められる場合には、法第137条の2に抵触するおそれがある。

問2 こどもが選挙運動用葉書の宛名書きをすることや公営掲示板に選挙運動用ポスターを貼ることはできるか。

答2 単純な機械的労務のみであれば、差し支えない。

問3 街頭演説の際にこどもを抱くことができるか。

答3 個別具体の状況により、こどもが選挙人に働きかけるなど選挙運動をし、又は選挙運動のために使用されていると認められる場合には、法第137条の2に抵触するおそれがある。

問4 街頭演説でこどもが与えられた原稿を機械的に読み上げることはできるか。

答4 法第137条の2に抵触するおそれがある。

問５ こどもが候補者の個人演説会の会場出入口で立礼することはできるか。

答５ 個別具体の状況により、こどもが選挙人に働きかけるなど選挙運動をし、又は選挙運動のために使用されていると認められる場合には、法第１３７条の２に抵触するおそれがある。

問６ 個人演説会の壇上で参集者に向かってこどもにガンバローコール（参集者と共に大声で「ガンバロー」と声を掛け合う）をさせることはできるか。

答６ 法第１３７条の２に抵触するおそれがある。

問７ こどもが選挙運動用自動車に乗って候補者名を連呼することや手を振ることはできるか。

答７ 法第１３７条の２に抵触するおそれがある。

問８ 選挙運動の合間に選挙運動用自動車の中でこどもに授乳することはできるか。

答８ 差し支えない。

問９ こどもは、次の行為をすることができるか。

- ① 選挙運動に関する投稿について、フェイスブックの「シェア」やツイッターの「リツイート」をすること
- ② 選挙運動に関する投稿について、フェイスブックの「コメント」又はツイッターの「返信」により、
 - (ア) 「いいね」というメッセージを発すること
 - (イ) 「頑張ってください」等の候補者を単に応援するメッセージを発すること
 - (ウ) 「賛成」「支持する」等の自身の意思表示に過ぎないメッセージを発すること
- ③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びツイッターに当該画像をアップすること

答 9

- ① 選挙運動に関する投稿をフェイスブックで「シェア」又はツイッターで「リツイート」をすることは、一般的には、選挙運動に当たるおそれがあり、法第137条の2に抵触するおそれがある。
- ② 設問のような共感や自身の意思表示に過ぎないメッセージを発することは、直ちに選挙運動には当たらないものと考えられるが、個別具体の状況により、選挙運動と認められる場合には、法第137条の2に抵触するおそれがある。
- ③ 一般的には、選挙運動に当たるおそれがあり、法第137条の2に抵触するおそれがある。

問 10 こどもが選挙運動を内容とするインターネット上の動画（YouTube 等）に出演することはできるか。

答 10 個別具体の状況により、こどもが選挙人に働きかけるなど選挙運動をし、又は選挙運動のために使用されていると認められる場合には、法第137条の2に抵触するおそれがある。

問 11 選挙運動用ポスターにこどもの写真を掲載することはできるか。

答 11 こどもの写真を一切掲載できないということではないが、当該ポスターの記載内容等から見て、こどもが選挙人に働きかけるなど選挙運動をし、又は選挙運動のために使用されていると認められる場合には、法第137条の2に抵触するおそれがある。

問 12 政見放送（持ち込みビデオ）に候補者と一緒にこどもが出演することはできるか。

答 12 こどもを一切画面に出せないということではないが、当該ビデオの内容等から見て、こどもが選挙人に働きかけるなど選挙運動をし、又は選挙運動のために使用されていると認められる場合には、法第137条の2に抵触するおそれがある。

問 13 確認団体の政治活動用ビラを、選挙運動のためにする街頭演説の場所において、こどもを使用して頒布させることはできるか。

答 13 法第137条の2に抵触するおそれがある。

問 14 確認団体が開催する政談演説会で、こどもが弁士として演説を行うことはできるか。

答 14 政談演説会が純然たる政治活動として行われるものであれば、こどもが弁士として政策の普及宣伝など政治活動のための演説をすることはできる。ただし、政談演説会の内容が選挙運動にわたっているものであれば、法第 137 条の 2 に抵触するおそれがある。

問 15 こどもと一緒に当選後の万歳をすることはできるか。

答 15 差し支えない。